

補装具の申請について

1. 補装具の種目と判定方法

補装具種目		判定方法	茨城県福祉相談センター			東海村	
			直接判定	書類判定	借受け	書類判定	判定不要
<input type="checkbox"/> 義肢	<input type="checkbox"/> 殻構造			●	●		
	<input type="checkbox"/> 骨格構造		●		●		
<input type="checkbox"/> 装具				●	●		
<input type="checkbox"/> 姿勢保持装置			(●)※1	●	●		
<input type="checkbox"/> 座位保持椅子 (児童のみ)					●	●	
<input type="checkbox"/> 視覚障害者安全つえ							●
<input type="checkbox"/> 義眼						●	
<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 矯正眼鏡					●	
	<input type="checkbox"/> 遮光眼鏡					●	
	<input type="checkbox"/> コンタクトレンズ					●	
	<input type="checkbox"/> 弱視眼鏡					●	
<input type="checkbox"/> 補聴器				●		●※3	
<input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> レディメイド (手押型)						●
	<input type="checkbox"/> レディメイド (手押型以外)					●	
	<input type="checkbox"/> モジュラー (標準)			●			
	<input type="checkbox"/> オーダーメイド		(●)※1	●			
<input type="checkbox"/> 電動車椅子			●				
<input type="checkbox"/> 歩行器			(●)※1		●	●	
<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ (一本杖を除く)							●
<input type="checkbox"/> 重度障害者用意思伝達装置			(●)※1	●	●		
<input type="checkbox"/> 特例補装具			●	(●)※2			

※1…場合により直接判定。 ※2…6輪型車椅子(電動は除く)は書類判定。

※3…人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。

2. 補装具を購入または修理する場合に必要な書類

- A 補装具費支給申請書
- B 対象者本人の個人番号がわかるもの (個人番号カードまたは通知カード等)
- C 現在お持ちの身体障害者手帳
- D 補装具意見書※4 (記入できる医師が指定されているため病院で必ず確認してください)
- E 見積書
- F 代理人の身分証明書 (写真付きの場合は1種類, 写真がない場合は2種類必要です)

本人が申請する場合は、Fは必要ありません。

※4…書類判定の際には、身障法15条指定医等(当該種目)の補装具意見書を添付します。

- ① 視覚障害・聴覚障害等 : 様式第2号 ※人工内耳の修理は別様式
- ② 肢体不自由 (車椅子・姿勢保持装置以外) : 様式第3号 ※借受けの場合、理由・期間を明記
- ③ 肢体不自由 (車椅子・姿勢保持装置用) : 様式第4号
- ④ 特例補装具理由書 : 様式第6号

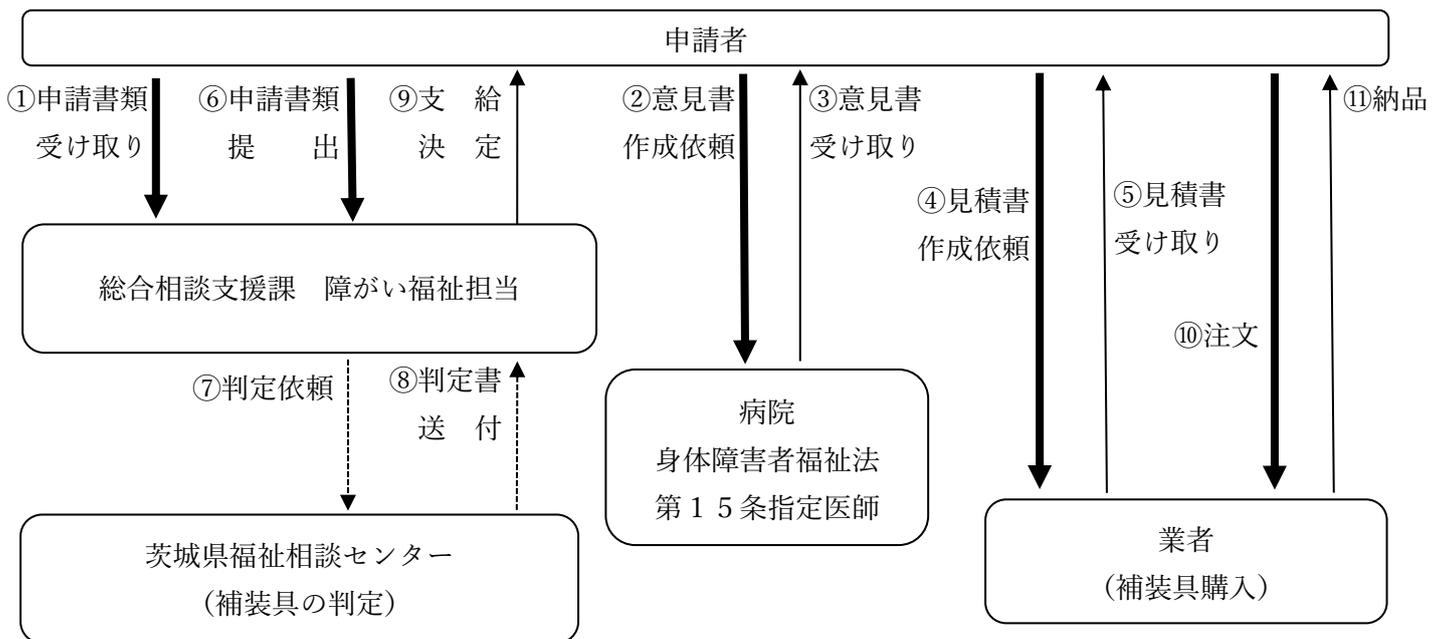
《裏面に続く》

3. 申請の流れ

- ①総合相談支援課で申請に必要な書類（A, D）を受け取る。
- ②病院で身体障害者福祉法第15条指定医師に意見書（D）の作成を依頼する。
- ③病院から意見書（D）を受け取る。
- ④意見書（D）をもとに購入する補装具を決定し、業者へ見積書の作成を依頼する。
- ⑤業者から見積書を受け取る。
- ⑥申請書類（A から F※代理申請の場合は G も必要）を総合相談支援課へ提出する。
- ⑦総合相談支援課から茨城県福祉相談センターへ補装具の判定依頼をする。
- ⑧約2ヶ月後、茨城県福祉相談センターから総合相談支援課に判定書が届く。
- ⑨茨城県福祉相談センターの判定書をもとに（※茨城県福祉相談センターが判定する場合のみ）総合相談支援課が支給決定を行い申請者に通知する。
- ⑩申請者は支給決定された補装具を業者へ注文する。
- ⑪業者から申請者へ補装具が納品される。

※意見書の内容によっては、病院へ照会する場合があります。その際は、更にお時間をいただきます。

※判定方法が「東海村」となっている補装具の場合は、⑦⑧が省略となります。



【人工内耳の音声信号処理装置（コントロールユニット又はプロセッシングユニット）の修理について】

令和2年4月より、人工内耳の音声信号処理装置の修理のみ追加されました。
対象者：医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要と判断している者
対象機器：人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ
必要書類：人工内耳用音声信号処理装置 確認表・・・指定医作成

※新機種を使用したい等、本人の選考による機器の交換は対象外となります。

※人工内耳材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象です。

※任意保険に加入している場合は、まずは任意保険での対応となります。